

発議第24号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和6年12月18日

議会運営委員会

委員長 藤原清史

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例  
伊勢市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年伊勢市条例第2号)  
の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下同じ。))が含まれるときは、当該懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(説 明)

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則に関する規定を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 第1章 総則   | 第1章 総則  |
| 第1条～第3条 略  | 第1条～第3条 略   |
| 第2章 個人情報等の取扱い  | 第2章 個人情報等の取扱い   |
| 第4条～第16条 略   | 第4条～第16条  |
| 第3章 個人情報ファイル等  | 第3章 個人情報ファイル等   |
| 第17条・第18条 略  | 第17条・第18条 略   |
| 第4章 開示、訂正及び利用停止  | 第4章 開示、訂正及び利用停止   |
| 第1節 開示   | 第1節 開示  |
| 第19条～第31条 略  | 第19条～第31条 略   |
| 第2節 訂正   | 第2節 訂正  |
| 第32条～第38条 略  | 第32条～第38条 略   |
| 第3節 利用停止   | 第3節 利用停止  |
| 第39条～第44条 略  | 第39条～第44条 略   |
| 第4節 審査請求   | 第4節 審査請求  |
| 第45条～第47条 略  | 第45条～第47条 略   |
| 第5章 雑則   | 第5章 雑則  |
| 第48条～第52条 略  | 第48条～第52条 略   |
| 第6章 罰則   | 第6章 罰則  |
| 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 | 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 |
| 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。   | 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。   |
| 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。   | 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。   |

